

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 19 年 11 月定例会

平成 19 年 11 月 30 日

目 次

平成19年11月定例会

11月30日（金曜日）

出席議員氏名	1
欠席議員氏名	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
広域連合長あいさつ	2
副議長の選挙	3
議席指定	4
会期の決定	4
会議録署名議員の指名	4
諸報告	4
議案上程（議第15号）	4
提案理由の説明……………広域連合長	4
補足の説明……………会計管理者	5
決算審査意見の説明……………代表監査委員	6
質疑	6
討論	6
採決	7
議案上程（議第16号）	7
提案理由の説明……………広域連合長	7
質疑	7
討論	7
採決	7
議案上程（議第17号）	8
提案理由の説明……………広域連合長	8
補足の説明……………事務局次長	8
質疑	9
討論	9
採決	9
議案上程（議第18号）	9
提案理由の説明……………広域連合長	9
補足の説明……………事業課長	9
質疑	12

討論	1 5
採決	1 5
議案上程（報第 5 号）	1 6
提案理由の説明……………事務局次長	1 6
質疑	1 6
討論	1 6
採決	1 6
閉会	1 6

○出席議員（14名）

1番	佐藤誠六	議員	2番	斉藤栄治	議員
3番	茨木久彌	議員	4番	結城義巳	議員
5番	岡崎賢治	議員	6番	工藤芳夫	議員
7番	増川修	議員	8番	山尾順紀	議員
10番	寒河江信	議員	11番	佐々木謙二	議員
12番	小野健一郎	議員	14番	渋谷耕一	議員
15番	菅井儀一	議員	16番	梅木隆	議員

○欠席議員（2名）

9番	伊藤一雄	議員	13番	阿部寿一	議員
----	------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者

広域連合長	市川昭男	副広域連合長	小野寺喜一郎
副広域連合長	安部三十郎	代表監査委員	山口正志
事務局長	佐藤吉幸	事務局次長	岩田雅史
会計管理者	阿部誠	事業課長	村形忠敬
事業課長補佐	高橋幹二	総務係長	野口孝文
資格管理係長	岩浪勝彦	給付・電算係長	佐藤隆

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	佐藤吉幸	事務局次長（兼務）	岩田雅史
書記（兼務）	野口孝文	書記	白澤修
書記	鈴木学		

○議事日程第1号

平成19年11月30日（金）午後1時00分 開議

- 第1 副議長の選挙
- 第2 議席指定
- 第3 会議録署名議員の指名
- 第4 会期の決定
- 第5 諸報告
 - ・例月出納検査報告
 - ・定例監査報告（平成18年度）
- 第6 議第15号 平成18年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 第7 議第16号 監査委員の選任について

- 第8 議第17号 山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の設定について
- 第9 議第18号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の設定について
- 第10 報第5号 専決処分の承認について（災害による財産の損害及び自動車の偶発の事故による一定の損害に対する相互救済事業の委託について）
-

○本日の会議に付した事件
（議事日程のとおり）

午後1時00分 開議

○議長（小野健一郎君） 平成19年11月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会します。

本日の欠席者は、伊藤一雄議員、阿部寿一議員です。出席議員は14名で定足数に達しております。

なお、報道関係者から議場内での写真及びテレビカメラによる撮影の願いが出ており、議長においてこれを許可しておりますので、ご了承願います。

ここで、広域連合長より発言を求められておりますのでこれを許可します。市川広域連合長。

広域連合長あいさつ

○広域連合長（市川昭男君） 本日は、山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会にあたり、議員の皆様には、年末の公務ご多忙のところ、遠路ご出席賜り、誠にありがとうございます。

また、このたび新たに広域連合議会議員に当選された9名の皆様にはお喜びを申し上げますとともに、本広域連合の担う役割をご理解いただき、ご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、来年4月の後期高齢者医療制度の施行まで残すところ4カ月となりました。大きな制度改正にしては、準備期間が非常に短いうえ、急遽、政府与党による保険料徴収の一部凍結措置が講じられるなど、準備作業の軌道修正を余儀なくされておりますが、市町村と緊密に連携、調整を図り、概ね順調に準備作業が進んでいるところであります。

本日の定例会は、後期高齢者医療制度の要でありますいわゆる保険料条例をはじめ、4件の議案についてご審議いただく予定となっております。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、本日は、副連合長の安部米沢市長さん、小野寺遊佐町長さんにご出席いただいておりますことをご紹介申し上げて、あいさつとさせていただきます。

○議長（小野健一郎君） 議事に先立ち、報告いたします。

山形県後期高齢者医療広域連合議会議員 高橋榮一郎議員は、さる8月9日に逝去されました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

日程第1 副議長の選挙

○議長（小野健一郎君） これより、日程第1 副議長の選挙を行います。

この選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定による選挙となっております。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法によることをご提案申し上げますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

それでは、山形県後期高齢者医療広域連合議会副議長に、増川修議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま、議長において指名いたしました増川修議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。よって、増川修議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました増川修議員が議場におられますので、本席から会議規則第27条第2項の規定による告知をいたします。副議長に当選されました増川修議員からごあいさつがあります。お願いします。

副議長あいさつ

○副議長（増川修君） 一言ごあいさつ申し上げます。河北町議会議長の増川修でございます。

ただいまは、皆様方のご推薦を賜りまして副議長に選出いただきました。誠に身に余る光栄と存じます。心からお礼を申し上げます。ご覧の通り私はまだ未熟な浅学非才の身でありますけれども、皆様方の力添えを得ながら議長の補佐役として、全身全霊、山形県の老人保健行政の発展のために働いてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

また皆様方には今後ともご指導とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、はなはだ簡単ですがごあいさついたします。どうもありがとうございました。

日程第2 議席指定

○議長（小野健一郎君） それでは、日程第2 議席の指定を行います。この度の選挙において新しく議員になりました議員の議席を定めます。会議規則第3条第1項の規定により、議長において議席を定めます。現在ご着席の議席を議席といたします。

日程第3 会期の決定

○議長（小野健一郎君） 続きまして、日程第3 会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第4 会議録署名議員の指名

○議長（小野健一郎君） 続きまして、日程第4 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第59条の規定により、議長において指名いたします。

3番 茨木久彌議員、4番 結城義巳議員、以上を指名いたします。

日程第5 諸報告

○議長（小野健一郎君） 日程第5 諸報告を行います。

すでに配布しております文書のとおり、監査委員から、平成19年6月に実施した定例監査結果が、地方自治法第199条第9項の規定により報告されております。

また、平成19年5月から11月執行の例月出納検査結果が、地方自治法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。以上で報告を終わります。

日程第6 議第15号

○議長（小野健一郎君） 次に日程第6 議第15号 平成18年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

提案理由について、説明を求めます。連合長。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第15号 平成18年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定につきまして、提案理由を説明させていただきます。

平成18年度一般会計の決算につきましては、広域連合が設立した本年2月1日から3月31日までの2ヵ月分となります。本議案は地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するため提出するものでございます。その内容については事務局よりご説明申し上げます。

○議長（小野健一郎君） 阿部会計管理者。

○会計管理者（阿部誠君） 寒河江市から派遣されております、会計管理者の阿部と申します。

私から平成18年度一般会計歳入歳出決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。お手元の資料に基づきご説明いたします。

はじめに平成18年度の一般会計の決算書でございます。1ページ、2ページをご覧ください。上段が歳入、下段が歳出でございます。

平成18年度決算は、歳入総額695万6,000円、歳出総額666万8,660円で、歳入歳出差引、プラス28万7,340円となっております。決算の内容であります。3ページから7ページになります。

3ページをご覧ください。歳入についてご説明申し上げます。1款の、分担金及び負担金でございます。収入済額が、695万6,000円となっております。これは、各市町村からの事務費負担金でございます。内訳につきましては、4ページ右端に35市町村の負担額を記載しております。歳入につきましては以上で、総額695万6,000円であります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。5ページ、6ページ上段ですが、1款の議会費でございます。支出済額合計で12万4,560円となっております。これは、18年度にかかる議員報酬及び平成19年3月28日に開催した広域連合での初議会となる臨時会にかかる費用弁償、会場使用料でございます。

次に、下段2款の総務費でございますが、一般管理費の支出済額合計は、654万4,100円となっております。内容といたしましては、18年度にかかる広域連合長及び副広域連合長等の報酬、費用弁償、公平委員会事務委託料、非常勤職員公務災害事務委託金、派遣職員の2月、3月分の人件費負担金でございます。歳出総額では、666万8,660円となっております。以上が、平成18年度の広域連合一般会計歳入歳出決算でございます。

なお、広域連合が設立された後の、2月、3月の期間につきましては、前身となります山形県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会予算と並立しており、消耗品等の事務経費等につきましては、設立準備委員会予算からの支出となっております。この、設立準備委員会の歳入歳出の決算につきましては、去る平成19年6月7日に、広域連合設立準備委員会監事による監査を実施し、ご承認をいただいているところでございます。

次に、7ページの実質収支に関する調書であります。実質収支額につきましても、翌年度へ繰り越すべき財源がございませんので、歳入歳出差し引き額と同額でございます。よって、この額が平成18年度の決算剰余金となり、全額を平成19年度に繰り越すこととなります。

続きまして、9ページから15ページまでの、主要な施策の成果報告書についてご説明いたします。平成18年度の経過につきましては、資料のとおりでございますが、概要について若干ご説明いたします。

平成18年6月「健康保険法等の一部を改正する法律」が成立いたしました。これにより「後期高齢者医療制度」が創設され、その運営主体として、県内すべての市町村で構成する広域連合が設立されることとなりました。

これを受け、山形県でも8月1日に山形県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会が組織されております。その後、12月には、県内35市町村議会において広域連合規約の議決をいただき、平成19年1月に設立申請を行っております。2月1日には山形県より設立許可書が交付され、広域連合が発足し、平成20年4月の制度スタートに向け、本格的な準備作業に取り組んできております。

以上、平成18年度決算についてよろしくご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野健一郎君） 次に代表監査委員より決算審査の報告をお願いいたします。

決算審査意見の説明

○代表監査委員（山口正志君） それでは、資料の8ページ、平成18年度山形県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算審査意見につきまして内容のご説明を申し上げます。地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された平成18年度山形県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算書を審査したものであります。決算書につきましては、6月15日に広域連合長より提出があり、内容を審査いたしました。

審査意見の内容をご説明申し上げます。まず、審査対象は、決算書のほか、決算の附属書類として地方自治法施行令第166条第2項の規定により提出された歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書であります。

審査の方法につきましては、平成18年度歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書について、歳入歳出簿その他の簿冊及び収入支出証書類と照合調査するとともに、関係職員の説明を聴取する方法等によって、法令その他の規定に従って処理されているか、予算の執行が適正であるかに主眼をおいて実施いたしました。

審査結果につきましては、審査に付された関係書類等は関係法令に準拠して調製されており、計数的に正確であり、予算の執行は、適正に執行されたものと認められました。

決算の概要については、先ほどの事務局からの説明のとおりでありますので省略いたします。以上で決算審査意見の説明を終わらせていただきます。

○議長（小野健一郎君） それでは議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。質疑がないようですので、質疑を終わります。

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。討論がないようですので、討論を終わります。

- 議長（小野健一郎君） これより採決いたします。お諮りします。
議第15号はこれを原案どおり認定することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。
議第15号は、原案のとおり認定されました。

日程第7 議第16号

- 議長（小野健一郎君） 続きまして日程第7、議第16号 山形県後期高齢者医療広域連合
監査委員の選任についてを議題といたします。
なお、地方自治法第117条の規定により、関係議員は退席をお願いします。

（関係議員除斥）

- 議長（小野健一郎君） 提案者の説明を求めます。

提案理由の説明

- 広域連合長（市川昭男君） ご説明申し上げます。議第16号につきましては、広域連合の
監査委員のうち、広域連合議会議員である者につきましては、斉藤栄治議員を選任すること
について、広域連合規約第17条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

- 議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

- 議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。
討論なしと認めます。以上で討論を終わります。

- 議長（小野健一郎君） これより日程第7 議第16号について採決いたします。お諮りし
ます。日程第7 議第16号については、同意することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。よって議第16号については、同意するこ
とに決しました。

（除斥の解除）

- 議長（小野健一郎君） ただいま選任されました斉藤栄治議員がこの場におられますので、

ご紹介いたします。

議会選出監査委員の斉藤栄治議員です。監査委員としてご尽力いただきますようお願いいたします。

日程第 8 議第 17 号

○議長（小野健一郎君） 続きまして日程第 8 議第 17 号 山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の設定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） ただいま上程されました議第 17 号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第 17 号 山形県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の設定については、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、条例、規則等に基づいて本広域連合が行う処分等に関して共通する事項を定めようとするものであります。詳細については事務局よりご説明申し上げます。

○議長（小野健一郎君） 岩田事務局次長。

○事務局次長（岩田雅史君） よろしくお願いたします。ただいま上程されました議第 17 号 行政手続条例についてご説明申し上げます。なお、お手元にお配りしております参考資料の 1 ページに概要を記載しておりますので、ご参照願います。

本条例は、各市町村において制定している行政手続条例と同様の内容を規定しており、広域連合が行う処分、行政指導及び届出に関する手続に関し透明性の向上、迅速で公正な対応を図ることは、広域連合に対する信頼確保の上で極めて重要であることから、ご提案申し上げます。それでは、条項に沿いまして、条例案についてご説明申し上げます。

まず、第 1 章、総則でございますが、第 1 条は、条例制定の目的を掲げております。第 2 条は本条例での用語の定義について、第 3 条及び 4 条は、本条例の適用除外とする処分及び行政指導等を規定しております。

続いて、第 2 章 申請に対する処分についてであります。処分及びその決定にかかる判断基準及び処理期間の明確化について規定しております。第 5 条は、判断の基準となる審査基準を定め、公にしておくことを規定しております。第 6 条は、処分を行うまでの標準処理期間を設定し、公にしておくことを規定しております。第 7 条は、申請に対する迅速かつ適切な対応について、第 8 条は、許認可等を拒否する場合の理由の提示について、第 9 条は、審査の進行状況、処分の時期の見通し、申請に必要な情報の提供について、それぞれ規定しております。また、第 10 条は、必要に応じ、公聴会などの機会を設けることについて、第 11 条は、複数の行政庁が関与する処分について、規定しております。

次に、条例案の 4 ページになりますが、第 3 章は、不利益処分についての規定であります。他の処分と同様、判断基準を明確にしておくとともに、一方的なものであってはならぬ

いという原則に立ち、聴聞、弁明の機会を設けることを規定しております。第12条は、判断基準を具体的に定めて公にすることについて、第13条は、意見陳述の手続について、第14条は、不利益処分を行う理由の提示について、第15条以下29条までは、聴聞について、それぞれ規定しております。

次に、条例案9ページに飛びますが、第4章では、行政指導について定めております。第30条は、行政指導を行う場合の一般原則について、第31条及び32条は、行政指導による不利益な取り扱いの禁止について、規定しております。第33条は、行政指導の方法、行政指導の趣旨、内容及び責任者の明示について、第34条は、複数の者を対象とする場合の行政指導の方法について、規定しております。

第5章は届出に関する規定であります。第35条に当該届出をするべき義務の履行の条件について規定しております。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。
質疑なしと認めます。以上で質疑を終ります。

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。
討論なしと認めます。以上で討論を終ります。

○議長（小野健一郎君） これより採決いたします。お諮りします。日程第8 議第17号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。よって、日程第8 議第17号については原案のとおり可決されました。

日程第9 議第18号

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第9 議第18号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の設定についてを議題といたします。
提案者の説明を求めます。

提案理由の説明

○広域連合長（市川昭男君） この条例は、法令に定めるもののほか、広域連合が行う後期高齢者医療について必要な事項を定めるものであります。主な内容は、保険料率、葬祭費、保健事業及び保険料の減免等について規定するものです。詳しい内容については、事務局よりご説明申し上げます。

○議長（小野健一郎君） 村形事業課長。

○事業課長（村形忠敬君） ただいま上程されました議第18号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の概要について、ご説明申し上げます。

本条例は、第1条にあるように高齢者の医療の確保に関する法律等、法令に定めるもののほか、本広域連合が行う後期高齢者医療について定めるものであります。それでは本条例で定める内容について、条例の条項に沿って説明してまいります。

最初に、第2条の規定ですが、被保険者の葬祭を行った者に対し広域連合が支給する葬祭費の額につきましては、5万円と規定するものであります。葬祭費の支給額につきましては、全国の国民健康保険における平均支給額が約5万円であることに基づき、平成18年度に健康保険法に基づく埋葬料の支給額が一律5万円とされたことに加え、葬祭費の財源は全額が保険料であることから、被保険者の負担を極力抑えるという観点から、5万円と設定したものでございます。

次の第3条の規定は、他の保険において埋葬料等、類似の支給を受けた場合における支給の調整について規定するものであります。

第4条及び第5条につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律で、実施については努力義務とされている保健事業について、広域連合が実施することとするものであります。

第6条から第24条までは、保険料に関する規定であります。第6条から第8条までの規定は、保険料の賦課に関する規定であり、その主な内容といたしましては、所得割額と被保険者均等割額の合計額を保険料の賦課額とし、それぞれの算出方法について具体的に規定するものであります。

第9条の規定は、本広域連合における保険料については、全区域において均一とする旨の規定であります。

次の第10条は、平成20年度及び平成21年度の所得割率を0.0685、すなわち6.85%とするほか、第11条は被保険者均等割額を37,300円とする規定であります。

第12条の規定は、保険料の賦課限度額について、政令で規定されている額と同様、年額50万円と規定するものです。

第13条の規定は、保険料の賦課期日を4月1日と定めるものであります。

第14条の規定は、広域連合が賦課する保険料の賦課総額に関する規定であり、その主な内容としては、2年間の後期高齢者医療に要する費用の合計額から収入の合計額を控除して得た額を予定保険料収納率で除して得た額を賦課総額とするほか、所得割総額は被保険者均等割総額に所得係数を乗じて得た額とするものであります。

次の第15条の規定は、被保険者資格に異動があった場合における月割賦課に関する規定であります。

第16条及び第17条につきましては、保険料のうち被保険者均等割額の軽減に係る規定であり、世帯の所得が一定額以下の場合、国保と同様に被保険者均等割額について7割、5割、2割の軽減を行うほか、資格取得の前日に被用者保険の被扶養者であった者については、激変緩和措置として、資格取得から2年間被保険者均等割額を半額とする規定であります。

次の第18条は、保険料額の賦課決定通知義務に関する規定であります。

第19条は、災害等の特別の理由がある場合、被保険者の申請に基づき広域連合が保険料の徴収猶予を行うことができる旨の規定であるほか、第20条は、同じく特別の理由がある

場合、被保険者の申請に基づき広域連合の判断で保険料を減免することができる規定を設けるものであります。

第21条につきましては、保険料賦課において必要となることから、国民健康保険と同様に、被保険者並びに被保険者の属する世帯の世帯主に対し、申告義務を課す旨の規定であります。

第22条から第24条までは市町村が行うことになる保険料徴収に係る規定であり、市町村が徴収した保険料及び延滞金については広域連合に納付すること等について規定するものであります。

第25条から第28条までの規定は、法律の規定に基づき、届出義務違反、虚偽の届出、被保険者証の返還に応じない場合等における罰則として、過料を科する旨の規定であります。

次に附則における規定であります。第1条はこの条例の施行期日を平成20年4月1日とするものであります。

第2条は、低所得者軽減に用いる所得の計算において、国保税と同様に公的年金等所得については15万円の特別控除を行うこととするものであります。

第3条から第5条につきましては、平成20年度限りの特例措置として、被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料賦課の特例についての規定を設けるものであります。これは、従来保険料負担のなかった被用者保険の被扶養者であった被保険者につきましては、本則第17条で資格取得から2年間は均等割の半額を軽減する激変緩和措置の規定を設けておりますが、10月30日に公表されました与党プロジェクトチームにおける合意に基づき、特例として平成20年度中に資格を取得する被用者保険の被扶養者であった被保険者については、さらに、平成20年4月から9月までの半年間分は徴収せず、20年10月から21年3月までの半年間分は均等割の9割を軽減し、当該措置に係る財源は国が負担するというものであります。

次に第10条及び第11条で規定している所得割率及び被保険者均等割額の算定方法について若干詳しく説明させていただきます。お手元の参考資料の3ページをご覧ください。

後期高齢者医療の保険料率につきましては、法律の規定により2年を単位として財政の均衡を保つことができるように設定するものとされていることから、賦課総額につきましては、条例第14条の規定に基づき、平成20年度と21年度の2年間における後期高齢者医療の事業に要する費用計2,436億円8,200万円から公費、支援金等の歳入、計2,225億8,500万円により負担される分を除いた額、210億9,700万円を被保険者の保険料により負担していただくものであります。

資料の4ページをご覧ください。後期高齢者医療の保険料は、すべての被保険者に等しく賦課される被保険者均等割と所得に応じて賦課される所得割からなりますが、国民健康保険とは異なり、所得係数による所得割の調整という考え方が導入されております。これは、全国平均の所得水準の場合、左下の図のように賦課総額における均等割と所得割の額は同額となりますが、各広域連合における被保険者の所得水準により所得割部分を国の調整交付金で調整するという考え方から、所得水準の高い広域連合においては所得割による賦課額を多く、低い広域連合は少なくするという調整が図られることになっております。山形県の場合、全国平均の所得係数を1とした場合、0.6であることから、右下の図のように、均等割を5

0とすると所得割部分が30となり、残りの20は調整交付金により補填されることとなります。

被保険者均等割につきましては、2年間の賦課総額210億9,700万円を2年で割り、105億4,900万円を収納率の99.08%で割った106億4600万円を単年度の賦課総額とし、うち均等割賦課総額66億5,400万円を平均被保険者数178,736人で割った金額、37,228円の100円未満を切り上げた金額37,300円を被保険者均等割額とするものです。なお、実際の賦課額においては、条例第6条の規定により、均等割と所得割を足した賦課額における100円未満の端数は切り捨てることとなるため、均等割額の端数処理と調整を図っております。

所得割率につきましては、単年度の賦課総額106億4,600万円のうち所得割賦課総額39億9,200万円を被保険者の総所得額583億1,700万円で割って得られる6.85%を所得割率とするものであります。

次に資料の5ページをご覧ください。この資料は、年金収入額別の保険料額を比較したものであり、単身世帯の場合と被保険者夫婦世帯の例で、夫婦世帯においては、標記の夫の年金収入と妻については老齢基礎年金の満額79万2100円を受給していると想定した例であります。年金額160万円以下の場合は均等割が7割軽減の対象となるほか、200万円以下の場合は2割軽減の対象となります。

次の6ページにつきましては、世帯類型別の保険料計算例であります。AからCまでは単身世帯の例で、Aは年金収入が老齢基礎年金満額のみを受給している場合で、均等割が低所得者軽減の7割軽減となる結果、年額11,100円となるものです。次のBは、平均的な厚生年金の受給額200万円の場合で、同じく低所得者軽減の2割軽減の対象となるものです。Cは、年金額300万円を受給している場合には、低所得者軽減がないということになります。DとEは夫婦ともに被保険者の場合の例で、Dは厚生年金を受給する夫と老齢基礎年金を受給する妻の場合、Eは夫婦ともに平均的な厚生年金を受給する場合の例です。Fは、世帯主の子が老齢基礎年金を受給している被保険者と同居している例で、軽減がなく均等割のみの賦課となる例であります。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） 2、3お伺いしたいと思います。連合長にお伺いしたいと思いますけれども、同時に事務方にも答弁あればお願いしたいと思います。

条例の中に明細は出ていますが、いわゆる所得割が6.85%、均等割が37,300円で、県平均では59,565円だという説明がありました。

これを徴収する場合、もちろん法的にもそのようになっているようではありますが、いわゆる年金からの天引きを想定して、全体収納率が99.08%ともものすごく高い収納率を見込まれている。ところが、収納に対して不安を持たれている高齢者の方々が非常に多いということがマスコミ等々で報じられている。

制度そのものが云々という話はまた別としても、この収納率の99.08%というものの捉え方については、やはり将来にわたって制度がしっかりと確立されておらず、どう推移を

するか分からない状況の中で試算するということについては、非常に危険があるのではないかと私自身、数字を見せていただいて思ったところです。

その辺についてどう対応しようとしているのか、あるいはこのことについて何ら問題は無いという所見のもとでこの数字が出されたのかどうかも含めてお伺いします。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。連合長。

○広域連合長（市川昭男君） 徴収の仕方については一定の基準に従って普通徴収、あるいは特別徴収することになっています。99.08%の数字の出し方、根拠につきましては、事務局からご説明させていただきます。

○議長（小野健一郎君） 佐藤局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） ただいま、収納率が99.08%では高いのではないかというご質問をいただいたところでございます。

後期高齢者医療の保険料徴収につきましては、年金天引きということでございまして、収納率を考えるうえで、介護保険の収納率を参考にさせていただきました。

介護保険の17年度の保険料収入ですが、普通徴収が金額ベースで13.3%、年金天引きが全体の86.7%になっています。年金天引きにつきましては、収納率100%ですし、介護保険の18年度の普通徴収の収納率についても、93.87%と高い値になっています。

このように、介護保険を参考といたしまして、年金天引き86.7%の部分が収納率100%、残り13.3%の部分についても93.87%と高い数字になっているものですから、この辺を勘案いたしまして99.08%という数字を出させていただいたところでございます。

なお、この99.08%の収納率につきましては、来年と再来年の2カ年ということで、その先についてはまた改めて計算することになっています。以上でございます。

○議長（小野健一郎君） 岡崎議員。

○5番（岡崎賢治君） やはりこの算定基準となったものは何かの基準があったのだろうと私は思いました。言うなれば介護保険の徴収率に鑑みて徴収率の算出をされたということですが、この介護保険料徴収にいたしても、各市町村が大変ご苦労されているということについては、事務局の方もご案内と思います。

そのような観点からすれば、事務局長よりこの徴収については2年間をもって、また改めるか、考える時が来るという説明がありましたが、そのようなことを想定せざるを得ない状況に世の中があるのではないかと思います。

例えば、低所得者に対しての制度が非常に今、国の方でも混迷している。市町村においてもそれぞれ大変な思いをして私ども議会の方に提示されているところでもありますので、その辺の事も今後十分配慮して算出をお願いしたいものだと要望させていただきたいと思います。

○議長（小野健一郎君） 他に質疑ございませんか。結城議員。

○4番（結城義巳君） 4番、結城義巳でございます。所得割に係わることでございますけれども、被保険者、75歳以上の後期高齢者といっても、いわゆる東京、神奈川、大阪といった大都会の後期高齢者を対象とする広域連合と、山形県のように東北地方の広域連合では、その被保険者の所得水準にかなりの格差があると思うわけです。それを調整するのが調整係数で、0.6を掛けることによって調整されるのが1点です。

それから、もう一つは、今新聞等で報道されていますが、負担額が一番安いのが青森県、長野、東北というように出ているわけです。ちょっと疑問に、意外に思うのは、安いのはむしろ都市部ではないのかと感じていたが、東北、長野が安いというのは、東北や長野の医療費が安いためにそのようになっているのか、所得水準が低いのにそのようになっていることに理解できない点がある。その2点をお伺いいたします。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。佐藤局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） ご質問の内容でございますが、都会と東北との所得水準に違いがある。それを調整するのが所得係数かというご質問でありましたが、参考資料4ページを再度お聞きいただきたいと思います。

ここに書いてありますように、全国平均の所得水準であれば、均等割50%、所得割50%という水準になるというのが基準でございます。それに対しまして山形県広域連合の場合は所得係数が0.6、つまり全国の所得水準より40%低い60%の水準になっているということです。均等割50%はそのとおりでございますが、所得が低いので50に0.6を乗じて得られた数字30%部分を所得割として皆様方にご負担いただく。差し引き20%部分については国調整交付金で補填されるということになります。

一方、都会の方で所得水準の高いところを考えると、均等割50%は変わりませんが、例えば所得係数が1を超えていけば、所得割が60とか70とかになり、均等割よりも相対的に多くなるということで調整されるということです。

それから保険料の水準が都会の方が安いと思っていたのに、東北が安いのはなぜかというご質問でしたが、その理由といたしましては、医療費が安いことがまずあります。それと今ご説明したとおり、所得が低くて所得割が安いということでございまして、この二つの要素から平均保険料が安くなっているということでございます。以上でございます。

○議長（小野健一郎君） 他に質疑ございませんか。斉藤議員。

○2番（斉藤栄治君） 先ほど来、保険料の計算例で示されましたように、所得が一定程度低い方用に軽減の措置が提案されておりますが、この点、今の連合として、全世帯でみた場合、いわゆる県内一般的な世帯でみた場合、どのような割合で世帯として負担が上がるのか下がるのか、どの程度の割合なのか、こういったものを試算されているかどうかお教えいただきたいと思っております。

○議長（小野健一郎君） 答弁を求めます。佐藤局長。

○事務局長（佐藤吉幸君） 平均的な保険料の賦課額でございますが、当初の説明にもありましたように、平均の保険料が59,565円ということになります。これはいわゆる低所得者対策としての7割、5割、2割軽減をする前の数字でございます。この軽減後の数字でございますが、新聞報道でもありますように、山形県の場合は約49,000円と考えております。

どれくらいの数が軽減対象になるかということでございますが、18年所得による試算結果では、7割軽減対象が約38%、5割軽減が約3%、2割軽減が約6%、トータル47%くらいになっております。

なお、被用者保険被扶養者は被保険者全体の約25%を占めておりますけれども、低所得者軽減の対象と重複するケースが多いと考えております。被用者保険の被扶養者に関する情報を広域連合と市町村が把握出来ないことから、被用者保険の被扶養者に係る5割軽減の対象者という制度もありますけれども、この辺の軽減額というのは把握が困難ということがございまして、あくまで49,000円というのは低所得者対策分の7割、5割、2割軽減分だけということでございます。被扶養者に係る軽減も含めると49,000円より下がるのではないかと考えております。

○議長（小野健一郎君） 2番、斉藤議員。

○2番（斉藤栄治君） ありがとうございます。予測不能な点につきましては、調査ということになるかと思いますが、やはりこういった軽減措置とは別に違う観点から申しますと、国保で二世帯、三世帯の世帯等、負担がどうしても増えるところもあろうかと思っております。

そういった観点から始まった後もきめ細かく調査して、県民、住民の負担が過重にならないように、更には適正になるように調査をしていく必要があるのだろうということを指摘させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小野健一郎君） 他に質疑ございませんか。

質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論がないようですので、討論を終わります。

○議長（小野健一郎君） これより採決いたします。お諮りいたします。

日程第9 議第18号については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第9 議第18号については原案のとおり可決されました。

日程第 10 報第 5 号

○議長（小野健一郎君） 続いて、日程第 10 報第 5 号 災害による財産の損害及び自動車の偶発の事故による一定の損害に対する相互救済事業の委託に係る専決処分の承認についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○議長（小野健一郎君） 事務局次長。

提案理由の説明

○事務局次長（岩田雅史君） ただいま上程されました、報第 5 号についてご説明申し上げます。

本年 5 月より広域連合事務局においてリースしております公用車にかかる任意保険につきましては、安価で補償が得られる財団法人全国自治協会の相互救済事業に委託しております。

協会が行います相互救済事業は、地方自治法第 263 条の 2 第 1 項の規定により行われているため、議会の議決が必要であります。納車と同時の加入が必要であったことから地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、広域連合長が専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上で説明を終わりますが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（小野健一郎君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。質疑なしと認めます。以上で質疑を終ります。

○議長（小野健一郎君） これより討論に入ります。討論はありませんか。討論なしと認めます。以上で討論を終ります。

○議長（小野健一郎君） これより採決いたします。お諮りします。日程第 10 報第 5 号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野健一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 10 報第 5 号については原案のとおり承認されました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議はすべて議了しました。

これをもちまして、平成 19 年 11 月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

午後 2 時 03 分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 小 野 健一郎

署名議員 茨 木 久 彌

署名議員 結 城 義 巳